

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（85）

2017年 11月 15日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（2016年6月の3回目です。その「一 安倍内閣の戦争政策と反対運動」の三回目です。今回で「安倍内閣の戦争政策と反対運動」を終え、次回は TPP 問題に入ります。）

（21）第46回山形県母親大会が6月12日米沢市内で開かれた（6月15日赤旗）。

会場には400人が参加し、「生命を生み出す母親は、生命を育て、生命を守ることをのぞみます」というスローガンが張り出され、職場や地域で活動している女性が次々と活動状況や経験を語り、討論した。

そして「安保関連法の廃止、消費税増税中止」の特別決議を採択したのである。

（22）6月15日、日本平和委員会は、東京・有楽町駅前で、米軍軍属による凶悪な犯罪に抗議し、米軍沖縄基地の撤去を求める請願署名とともに、沖縄県民大会に呼応する国会前での6・19大行動参加を呼びかけた（6月16日赤旗）。

千坂事務局長は、「沖縄県民の叫びにこたえて、基地撤去、日米地位協定の抜本的改定の声を安倍首相に届けよう」と訴え、「辺野古新基地建設を押し付けようとし、県民要求に背を向ける安倍政権に、参院選で審判を下そう」と呼びかけた。

（23）6月15日、「平和をつくり出す宗教者ネット」は、国会前で戦争法廃止を求める宗教者祈念集会を開き、「宗教者九条の和」呼びかけ人の山崎龍明氏が、憲法と仏法の精神との関係について、「憲法の危機は人間の危機。仏法者としてこの立場で命を守りたい」と講演した。

そして集会后、国会前で祈念行動を行った（赤旗6月16日）。

（24）①6月17日、国立試験研究機関の研究者・職員の全国交流集会在「加速している軍事研究と研究者の社会的責任」をテーマにつくば市で開かれ、約90人が参加し、軍事研究の問題点について議論した（主催者は筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会、国公連）（6月18日赤旗）。

②同集会で赤井新潟大学名誉教授が講演の中で、昨年度（2015年度）始まった大学・研究機関への防衛省の研究委託制度の予算が今年度（2016年度）は6億円に倍増し、さらに自民党国防部会が100億円への拡充を求めていることについて、「大学・研究所の研究者を一挙に軍事にからめ取ってしまうという動きだ…新潟大学で昨年（2015年）科学者行動指針に『軍事への寄与を目的とする研究は行わない』と新たに書き込んだ意義を強調し…軍事研究は安倍政権暴走の“大学版”であり、研究者だけでなく社会全体の問題だ…市民との連携で政治を変えよう」と呼びかけた。

③増田元気象研究所長も、太平洋戦争開戦の日から気象電報が暗号化され、新聞から天気予報が消えたときの実体験を語り、「科学が戦争に使われたら、すべてマヒする」と警告した。

(25) ①参議院選挙を控え、野党・市民の共闘の大きなうねりが各地で湧き起こっている。その全容は、ここでは書き切れないほどの大きな波である。そのほんの一部を記してみよう(6月19日赤旗)。

京都、旭川、浜松、佐久、鹿児島、富山、鳥取、静岡、青森などで野党共闘が組まれている(同上紙)。ここでは鳥取の例を取り上げる。

②6月18日、鳥取県弁護士会主催の「安保法制反対県民大集会」が、約500人が参加して開催された。

市民連合の中野共同代表が、「いま多くの市民が自分の頭で考え、自ら行動し、個人の尊厳、自由・権利のための政治のうねりが起きている。全国32の一人区で野党共闘が実現し勝負の形ができてきた。一人でも多くの私たちの代表を国会に送り込み、私たちの手で立憲主義を回復しよう」と呼びかけた。

同種のうねりが全国各地で起きていることは、前述の通りである。

③しかし、楽観することはできないと考える。安倍政権は、手に入れたあらゆる権力的手法を駆使して野党同士、市民と野党とを分断し、弾圧し、瞞着(欺く)するからである。このことは歴史の教えるところである。野党共闘、野党・市民共闘が勝つためには、安倍政府とそれを支えている財界、軍部、右翼団体、一部のマスメディア、そしてアメリカなどの本質と政策を見抜く賢明さと勇気が必要であると考え

(26) 6月17日、「非核の政府を求める会」は、東京都内で常任世話人会を開いた。安倍政権を許さない新しい市民運動と野党共闘の大きな広がりが詳しく報告され、「市民運動に押され、野党がこれほどまとまって共闘したことはすごいこと…このチャンスを生かし、新しい政治をつくるために国民運動の役割はますます重要だ」という意見が出された。

またオバマ大統領の広島演説について“核保有の使用についての言及や謝罪はなかったが、謝罪の証しとして今後、本気になって核兵器廃絶に取り組むかどうか問われる…核兵器の廃絶への大まかな合意はできつつあるものの、核保有国がボイコットしたことは重大であり…日本政府代表が事実上の否定となる暴言をはくなど核保有国の代行役を果たした”ことへの厳しい批判が出た(6月19日赤旗)。

(27) ①これ迄も述べてきたように、TPPの本質は、農業、漁業、中小企業などを衰退させるものである。それだけに農業や漁業などに反対の輪が広がっている。

②例えば、東北地方の農協が(福島を除く)TPPや農協つぶしの農協「改革」に反撥して、来るべき参院選で自主投票の動きが起きている(6月18日赤旗)。

宮城県農協政治連盟は、2ヶ月かけて議論を重ね、自主投票することに決めたのである。青森、岩手、宮城、秋田、山形も何れも、自主投票を決定した。これ迄の自民党への

投票を行わないことにしたのである。

その理由は、① 農産物「重要項目」をTPP交渉から除外するよう求めた国会決議を安倍政権が守らなかったことへの怒りである。

② TPPは命と暮らし全般にかかわる問題であり、憲法九条にもかかわる問題でもある。安倍政権をストップさせなければならないという意識が農家の中から起きてきたのである。そして例えば青森では、県農協農政対策委員会は自主投票を決定した。その経緯について、県農協中央会の事務方は、“TPP大筋合意に対する組合員の感情を考えると、自民党に推薦を出すのはいかがなものか、という意見が大勢になった”と説明したのである。青森のみならず秋田も、ほぼ同じ理由で自主投票を決めたのである。

③では農家の現状と意識はどのようなものか。「赤旗主張」(6月18日)によれば、国内の農家は、農産物価格の低落とアベノミクスがもたらした円安を主因とする飼料、肥料など資材価格の上昇で経営難にあえいでおり、農業所得は減少している。その一方で、農産物輸入は増え、6兆1000億円の輸入超過となっている。くり返せば、日本の農家は経営難にあえいでいるのが実態であり、この実態こそ自主投票を決定した主因なのである。

(28) 6月17日、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」は、東京都内で日本外国特派員協会で見会った(6月18日赤旗)。

「立憲デモクラシーの会」の中野上智大学教授は、“2013年の参院選でアベノミクスが争点とされたが、選挙後実施されたことは、秘密保護法や安保関連法(戦争法)の強行だった”と述べ、“今回の参院選では改憲の危機を訴えていく”と語った。シールズの奥田さんは、“安倍首相はこの道しかないと言うが、まかせて日本が良くなるとは思えない…みんなでこの社会をどう生き残るか、考えないといけない”と語ったのである。

(29) 6月19日、三党首(民進党、社民党、共産党)と市民連合が東京・有楽町で街頭宣伝を行い、数千人が集まった(6月20日赤旗)。

各党首が決意表明を行い、司会者シールズの奥田さんの音頭で「今度ばかりは野党を応援し」「選挙に行こう…」とコールした。そして市民連合の山口二郎法政大学教授は、(参院選挙について)「みんなのための政治を取り戻す大事なチャンスだ…野党結集と市民の結集がしっかり結びついて、憲法違反の悪政を進める安倍政権にノーを突きつけよう」と呼びかけた。

その他、共産党志位委員長、民進党岡田代表、社民党吉田党首、シールズの溝江さんがそれぞれ熱のこもった演説を行った。

山口二郎法政大学教授は、「みんなのための政治を取り戻す大事なチャンスだ。憲法違反の悪政を進める安倍政権にノーを突きつけよう」と語り、志位委員長は、「独裁と戦争の道に断固ストップをかけよう」と演説し、また岡田代表は、「憲法の平和主義を大事にして歩いていくのか、海外で武力行使できる国に変えてしまうのか。ここで道を誤ってはいけない」と演説し、吉田党首は「安倍政権のどの政策をとっても国民の半数以上は反対だ…これを変えるためには…32の一人区における勝負…、自民党を過半数割れに追い込む

ために、野党4党が結束してたたかう」と演説した。

それぞれに気迫のこもった演説をしたのである。

(30) 以上に述べた動きは、各地でも活発に展開されている。

例えば、札幌で、福島、会津若松で、障害者患者九条の会で、医療・福祉関係者などが戦争法廃止・憲法守れの運動を行っているのである(6月20日赤旗)。

(31) ①6月20日、埼玉県民318名が「戦争法」違憲訴訟をさいたま地裁に提訴した(6月21日赤旗)。

原告は、戦争法の違憲性や、立憲主義・民主主義に反した制定過程などを指摘し、現憲法のもとでの平和的に暮らす権利が侵害されているなどとして、国に原告一人当たり10万円の損害賠償を求めた。

②提訴後の記者会見で、原告の石井さん(74歳)は、「東京大空襲で受けた辛い記憶が安保法制(戦争法)強行と前後して繰り返し思い起こされるようになった…怒りとともに苦痛を感じている」と述べた。

原告弁護団によれば、全国で起こされている違憲訴訟と連帯してたたかっていく、という。

③この種の違憲訴訟の持つ意義については既に述べているので、事実の記載に止めることとする。

(32) ①6月19日、選挙年齢を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が施行された。これに先立って、文科省(初等中等教育局長)は、高校生の政治活動を制限又は禁止する通知を各都道府県教育委員会に出した(6月21日赤旗)。

②この通知は、①文科省の見解の表明であり、拘束力はない、②行政機関に対する通知であり、生徒・保護者とは無関係である、③トラブルが生じたときは司法が判断する、という性格のものである(浦野東洋一東京大学名誉教授による)。

③ではこの通知はいかなるものか。浦野名誉教授の指摘によれば、④「放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙活動」につき「必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止する」ことを含め「適切に指導を行う」ことを学校に求めている。⑤「通知」は、「校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権限を有する」としている。

④この通知の理論的な根拠になっているのは、「特別権力関係論」である。この理論は、一般には公権力と国民との関係(一般権力関係)においては「法治主義」の原理が働くのに対し、国公立の学校や病院など「営造物」における勤務関係と利用関係は「特別権力関係」であり、「法治主義」が排除され、したがって国公立の校長は、教職員、子どもなどの保護者に対して包括的支配権を有し、具体的な法律の根拠に基づくことなく命令・強制できることになる、という理論的帰結に至る。

⑤しかし、この特別権力関係論は明治憲法下でドイツの理論を下敷きにして組み立てられたものであり、法治主義を尊重する現行憲法の下では成り立つ余地はなく、違憲の理論

である。

⑥ところが愛媛県ではすべての県立学校が「校則」を改定して、2016年度から生徒の政治活動を「届け出制」にしたのである。

県教育委員会は、「教頭研修会で資料を配布したが、校則変更の指示はしていない。判断は各校に任せると明言している」と釈明している。つまり、校長が自主的に判断して高校生の政治活動の制限・禁止を行ったということになる。

⑦しかし、この釈明には疑問があると考ええる。第一に、この通知には校長に対し、事実上強制的色彩のあること、第二に、生徒に対しても不利益処分 of 覚悟を押し付けるものであること、第三に、保護者に対して監督責任を問う構造になっていること、である。

⑧ここで再び浦野名誉教授の指摘を援用すれば、「日本国憲法の価値を尊重する教育観」と、これに対抗しているのは「子どもの権利を軽視する、特別権力関係論的学校観」をよしとする流れとがせめぎ合っており、このせめぎ合いの接点となるのが、今回の通知の「構図」であるということになるのである。

(33) 6月20日、「フォーラム・子供たちの未来のために」が東京都内で「どうなるニッポン！ どうするニッポン！」の集いが開かれ、約300人が参加した。

呼びかけ人の大竹講談社顧問が「安保法成立後初の国政選挙を迎える。子どもの未来にどう影響するか考えたい」とあいさつし、「現場からの報告」で3人が発言した。そのうちの福島県いわき市から自主避難している「安保関連法に反対するママの会@埼玉」の鈴木さんは、「福島県民は捨てられた駒のよう。原発事故前は政治に無関心だったけれど、国に任せきりでは見殺しされると感じる」と述べ、参院選での政治の転換を呼びかけた(6月22日赤旗)。

(34) ①先にも述べたように、7月10日参院選が行われる。その選挙に立候補しているのは、自民党73名、民進党55名、公明党24名、共産党56名、おおさか維新28名、社民党11名、生活の党5名、その他と合わせると合計389名である。

②選挙公示前の勢力では、自民115名、民進党60名、公明党20名、共産党11名、おおさか維新7名、社民党7名、生活の党3名、その他を合わせると242名である(6月23日河北新報)。

③32ある全ての改選1人区で民進、共産、社民、生活の4党が候補者を一本化することに合意し、自民を始めとする与党と対決する構図となった。

この4党の候補者一本化の合意は、戦争法廃絶、アベノミクス批判、TPP反対、など憲法と民主主義と生活を守る政策協定に基づくものであり、歴史的選挙となるだろう。

④今回の選挙で私たちが警戒すべきことは、安倍政権が“争点隠し”と行う危険があることである。

そのことを鋭く批判したのが河北新報の社説である(6月24日)。

その要点は次の通りである。

## ‘16年参院選 憲法改正

その振幅の激しさを「ぶれ」と呼んでいいものか。選挙が近くなるにつれて、だんだんトーンダウンしていき、選挙が終わると急にヒートアップする。

安倍晋三首相の憲法改正を巡る発言である。

従来の手法を見るにつけ政策の揺らぎなどではなく、戦略的な確信のなせる業に映る。特定秘密保護法や集団的自衛権の容認、安全保障関連法がその典型例だ。

選挙期間中は経済政策を前面に打ち出し、「本丸」は黙して語らず。ところが勝てば一転、民意を得たとばかりに遮二無二、成立に向けて走り出す。今回の参院選でも同じような臭いが漂う。

安倍首相はこれまで「在任中に憲法改正を成し遂げたい」と明言。衆参両院で改憲勢力による「3分の2議席」を目指す意向も示していた。当然、今回の参院選も視野に入っていたはずだ。

ところが、参院選の公示日が近づくと慎重な姿勢が目立つようになる。

憲法のどの条文を、どのように変えていくのか……。安倍首相は先の党首討論会で、核心部分の論議を参院選後に先送りする考えを示した。次期国会から両院の憲法審査会で議論を進めながら、改憲の発議に必要な3分の2議席の構成を図りたい、というのだ。

安倍首相は街頭演説で憲法改正に触れていない。参院選の自民党公約でも「各党との連携を図り、国民の合意形成に務め、改正を目指す」などと書かれているだけ。

参院選の結果、補完勢力を合わせた改憲派が、3分の2議席を獲得した場合はどうするのか。衆院は与党だけで3分の2以上の議席を確保している。有権者は、語られない憲法改正とは別の選択軸で投票したにもかかわらず、「白紙委任された」と改憲に突き進む懸念はないだろうか。

往々にして、「本音」は隠される。有権者はしっかりと見定めなければならない。関わらなければならない。

与党でさえ温度差がある。公明党は憲法に新たな価値を加える「加憲」の立場、今回の参院選では議論が熟していないとして、公約にも改正は掲げていない。安倍首相の改憲路線とどう折り合うのか。態度を明確にすべきだ。

共闘する民進、共産、社民、生活の野党4党は、安倍政権による憲法改正の3分の2を阻止を旗頭にす。学者らが「憲法違反」と指摘した安保法を強引に通したことに警戒心が根強いからだ。

「お試し改憲」として議論されている、災害やテロ発生時の「緊急事態条項」などで実績をつくり、最終的には憲法9条に手を付けるのでは、という懸念である。(以下略)

⑤この社説の要点は、今更触れる必要はないかもしれないが、次の点にこそ核心がある。

①安倍首相（内閣）の本音は憲法の改定（改悪）であるが、しかし安倍首相（内閣）は選挙では戦争するための憲法の改定であることを決して語らず、選挙公約にしないこと、②

安倍首相（内閣）は、アベノミクスが現実には経済的・社会的格差を増大させていることに一片の反省もしていないこと、㊶安倍首相（内閣）は、本質的にデマゴグ集団であること、つまり国民＝人民を欺き、野党を欺き、与党を欺き、自分自身を欺いて恥じない内閣（政権）であることである。しかも、それを自覚せず、能弁ですり替える術に長けていることである。このことを私達は見抜かなければならないと思う。

（35）㊶6月21日、「安保安法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合（略称市民連合）」は、青森市で、参院選挙区たなぶまさよ野党統一候補と政策協定を結び、たなぶ候補推薦を決定した（6月24日赤旗）。

②政策協定は、①安保安法制（戦争法）廃止、②立憲主義の回復、③個人の尊厳を擁護する政治の実現、の三つである。

協定書を交わした本間氏（市民連合）は、“青森は絶対に勝たなければならない選挙区。野党統一候補たなぶ氏を推薦でき、うれしい。市民連合として集会へ弁士を送るなど積極的に支援していきたい”と語った。

（36）㊶野党共闘が発展していることについて、その民主的意義とは何か。内田樹神戸女学院大学名誉教授が説くことを紹介する。内田名誉教授は述べる（6月27日赤旗）。

㊶哲学者のオルテガ・イ・ゼセツは、民主主義とは「敵と共生する。反対者とともに統治する」政治制度であると述べていること、㊶立党の経緯も、政治的立場も違う政党が限定的な政策の一致を足場にして一時的な共闘関係を持ち得ることは民主主義の最も優れた点であり、フランスの人民戦線や中国の国共合作はじめ歴史上いくつもの事例があること、㊶これを否定する自民党の政治理想は「全国民があらゆる政策で一致している状態」であること、以上である。

②要するに、全国民の政治的立場・主張・見解が統治者の立場で一致し、反対者のいない社会が自民党の理想だということを指摘しているのである。

この指摘は正当だと思う。つまり、自民党の目指すのは、ファシズムそのものであり、真の民主主義とは正反対のものである。

（37）㊶2月上旬、陸上自衛隊の車輪数十台が那覇港の新港埠頭に並んだ。北朝鮮による事実上のミサイル発射に備え、地对空誘導弾パトリオット3（PAC3）を石垣島に配備するための関係車両である。港までは自衛隊員が運転してきたが、民間船への積み込みは港湾運転免許証を持つ運送専門業者が行った（6月27日朝日新聞）。

②では何のためにパトリオット3を沖縄に配備するのか。それは、安倍政府が中国を敵視し、南西諸島防衛強化に乗り出したからである。港湾関係者の話によると、那覇空港では2月に少なくとも約300台の自衛隊車両が積み下ろされたという（同上紙）。

③さらに、防衛省は、有事で利用する民間フェリーの乗組員を確保するため、今年度（2016年度）民間船員21人を海上自衛隊の「予備自衛官補」を採用する予算を計上し、予備自衛官補は訓練により「予備自衛官」となり、海上輸送に従事する任務を背負う。

④ではどのような業務を背負うのか。㊶重要影響事態法では、人員や物資の輸送、原油

などの産業廃棄物の処理のための輸送、民間医療機関への患者の受け入れ、㊸武力攻撃事態法は、協力を求められる主な民間の指定公共機関は、電力会社、海運会社、バス会社、航空会社、テレビ局、ガス会社、鉄道会社、通信会社、ラジオ局などである。

⑤ではこの任務に強制力があるのか。現在では法的には強制力はない。しかし、事実上は、強制力に近い効果を持つことは否定できない事実である。

(38) ①安倍首相は、トップ・セールスで原発や武器を輸入している。自民党の参院選挙公約には、「わが国の優れた関連産業の国際展開を強力に支援し、政府のトップセールス等を駆使して受注競争を勝ち抜き…」と記している。

この公約が何を意味するか。アベノミクス（安倍政権の経済政策）が掲げる国内総生産600兆円を実現するための手段としてインフラ輸出を位置づけ、その柱とするのが原発輸出と武器輸出である。

現に原発を輸出するのに必要な輸出先との原子力協定に、首相自らトルコと（2013年4月）、アラブ首長国連合と署名し、同年12月にはサウジアラビアと協定の合意を結んだのである（6月29日赤旗）。

②安倍首相のトップ・セールスには多くの企業が同行した。そして両国首脳を交えた経済会合にも自ら出席し、2013年4月にはトルコと原発プロジェクトの優先交渉権を獲得し、ベトナム原発建設も日本が請け負うことに政府間合意をしたのである。

③右の事実が示しているのは、安倍政権は2014年4月に「武器輸出三原則」を廃止し、武器輸出によって巨額の利益を得る国に変えたことである。しかし、武器輸出先では反対運動が起こっている。

トルコの建設予定地を2014年に訪れた国際環境NGO「FOE JAPAN」の吉田さんは、“周辺自治体も反対の声を上げている”と語っている。その理由は、チェルノブイリ原発事故の記憶が生々しく残っていることである、と。

④日本が「死の商人国家」になるか、それとも平和国家として「武器や原発」を売らない国家として生き抜くかは、私たち国民＝人民の見識如何にかかっていると考える。

(39) 6月28日、安倍政府は、南スーダン中部ワーウで6月24日から激しい戦闘が行われ、6月28日40人以上が死亡したことを確認した。

陸上自衛隊は南スーダンの首都ジュバにPKO第10次隊約350人を派遣した。「住民保護」を名目とした派遣であるが、しかし南スーダンの戦闘に直面した際には、「住民保護」の名目で、現地人も自衛隊員も「殺し、殺されるの紛争」に巻き込まれるであろう。

(以下次号)



